

津島市民病院 勤務医負担軽減計画

項目	現状・問題点	対応方針	具体的な取り組み	達成年次	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画	対応部署
医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担	医師資格がなくても実施できる業務がある。								
	初診時の予診	受付時の問診票への記入と看護師による問診を継続する。	実施状況や問診内容について、適宜検討を行い改善に努める。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	看護局
	静脈採血	看護師・検査技師による外来患者の採血を継続する。	外来診察開始前の午前8時から実施している採血室で採血を継続し、円滑な外来診療の実施を継続する。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	臨床検査室
	入院説明	看護師・事務職員による患者・家族への説明、患者基本情報の収集や薬剤師による常用薬確認などを継続する。	入院案内室での実施を継続し、実施状況について適宜検討を行い改善に努める。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	地域医療センター
	検査手順の説明	看護師による内視鏡検査、造影CT、MRIなどの説明を継続する。	検査説明室での実施を継続し、実施状況について適宜検討を行い改善に努める。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	看護局
	服薬指導	薬剤師による患者への医薬品の用法、副作用などの説明・指導を継続する。	病棟薬剤業務及び薬剤管理指導を継続し、実施状況について適宜検討を行い改善に努める。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	薬剤室
	医師の文書作成補助(8名→10名)(医事課分)	医師事務作業補助者による診断書や診療情報提供書などの作成補助の充実化を図る。	現在8名(令和7年4月)の医師事務作業補助者を10名(令和3年度までは9名)に増員し、医師作成文書の負担を軽減する。	継続	医師事務作業補助者の維持	医師事務作業補助者の拡充及び維持	医師事務作業補助者の拡充及び維持	医師事務作業補助者の拡充及び維持	医事課
	退院調整	MSWによる入院時からの患者・家族への介入を継続する。	入院案内室でのスクリーニング結果に基づき、迅速な介入と入院時から転院先・施設の調整を行い、円滑な退院の調整を行う。	継続	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	課題等を確認し、適宜検討を行う。	地域医療センター
	患者指導	認定看護師や認定薬剤師などの有資格者による患者指導を継続する。	研修会への参加や認定資格の育成を図り、看護師・薬剤師・管理栄養士などによるがん、糖尿病などの患者指導を拡充する。	継続	認定者の増員指導件数の増加	認定者の増員指導件数の増加	認定者の増員指導件数の増加	認定者の増員指導件数の増加	管理課(全部署)
診療補助(R6.4追加)	一定の診療補助業務(特定行為)が実施できる特定看護師を養成する。	特定看護師を養成するための研修会への参加を図り、専門性及びスキルアップに努める。	継続	-	特定看護師の確保	特定看護師の確保	特定看護師の増員	看護局	
連続当直とならない勤務計画の作成	当直日が連続とならないよう配慮できている。	内科、外科、研修医ともに連続当直とならない配慮を継続する。	内科・外科の各責任者が当直当番表作成時に確認し、連続当直とならないよう調整を行う。	継続	当番表を毎月確認	当番表を毎月確認	当番表を毎月確認	当番表を毎月確認	診療局
勤務間インターバルの確保	9時間の勤務間インターバルは概ね確保できているが、緊急手術や患者急変時には確保できなかったケースも生じている。	退勤時間が深夜0時を超えないよう配慮する。手術や急変などやむを得ない場合は、翌日勤務の職務専念義務免除など検討を行う。	毎月、時間外勤務状況を確認し、勤務間インターバルの状況を把握する。止むを得ない事情による例外的な場合に対する代償休息制度を検討する。	継続	勤務間インターバルの確認 時差出勤制度の制度化	勤務間インターバルの確認 時差出勤制度の制度化	勤務間インターバルの確認 時差出勤制度の制度化	勤務間インターバルの確認 時差出勤制度の制度化	診療局 管理課
予定手術等の前日の当直に対する配慮	予定手術・処置・検査の前日には当直勤務とならない配慮を行っている。	予定手術・処置・検査の前日に当直勤務とならないよう配慮する。	当直当番表作成時には予定手術等の状況も確認する。当直翌日に手術等が予定されないよう関係診療科と調整を図る。止む無く当直翌日に手術等が予定される場合は、当直医師を交代する。	継続	当直当番表の確認 適宜当直医師の変更	当直当番表の確認 適宜当直医師の変更	当直当番表の確認 適宜当直医師の変更	当直当番表の確認 適宜当直医師の変更	診療局 手術室
当直翌日の業務内容に対する配慮	当直翌日の午後後は職務専念義務を免除しているが、患者対応などで通常勤務となるケースも生じている。	当直翌日に診療上の負担が軽減できるように配慮する。	外来診療の前日は当直当番とならないように配慮する。当直翌日の外来時に緊急入院など新入院患者の診療は診療科内で調整する。	継続	当直当番への配慮 当直翌日の勤務内容の配慮	当直当番への配慮 当直翌日の勤務内容の配慮	当直当番への配慮 当直翌日の勤務内容の配慮	当直当番への配慮 当直翌日の勤務内容の配慮	診療局

津島市民病院 勤務医負担軽減計画

項目	現状・問題点	対応方針	具体的な取り組み	達成年次	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画	対応部署
交代制勤務・複数主治医制の実施	交代制勤務・複数主治医制は実施できていない。	医師確保を進め、複数の医師でカバーできる体制を構築していく。	関係大学への医師派遣の依頼を継続して行う。 初期研修後に当院に後期研修医で残ってもらえるよう指導医の育成や魅力ある病院づくりを進める。	継続	関係大学への医師派遣依頼 指導医の育成 複数主治医制の検討	関係大学への医師派遣依頼 指導医の育成 複数主治医制の検討	関係大学への医師派遣依頼 指導医の育成 複数主治医制の検討	関係大学への医師派遣依頼 指導医の育成 複数主治医制の検討	診療局 管理課
短時間正規雇用医師の活用	子育てや介護のための部分休業や短時間勤務制度を設けて活用している。また、法律上適用できない場合でも、短時間任期付職員制度により正規雇用を行っている。	部分休業、短時間勤務制度の運用を継続する。 医師・歯科医師の仕事と子育ての両立及び調和をより一層推進し、働きやすい職場環境を整備する。	短時間勤務制度を活用して、育児・介護と仕事が両立が可能な環境であることの周知を図る。 医師・歯科医師を対象とした「子育て部分休暇」を運用する。	継続	短時間勤務制度の周知	短時間勤務制度の周知	短時間勤務制度の周知 「子育て部分休暇」の新設	短時間勤務制度の周知 「子育て部分休暇」の運用	管理課
通勤時の高速道路通行料の負担（R2.9.24追加）	遠方からの通勤者も多く、一般道を利用すると通勤時間が長くなるため、日常的な負担となっている。	日々の通勤の負担を軽減するため、高速道路の通行料を病院が負担する。	自動車通勤者に対して、病院負担でETCカードを配布し、通勤時や大学等への連絡出張時の高速道路通行料金を病院で負担する。	継続	ETC配布の継続	ETC配布の継続	ETC配布の継続	ETC配布の継続	管理課
夏季休暇の取得可能期間の延長（R2.9.24追加）	7月から9月の間に5日間の夏季休暇が付与されるが、診療の関係上すべてを取得することができない。	夏季休暇の取得可能期間を延長し、閑散期等に連続して取得できるようにしていく。	市役所と協議し、夏季休暇の取得可能期間をできる限り広げて、リフレッシュできる体制を整える。	継続	令和5年度から夏季休暇取得可能時期の拡大 （6月から10月まで）	令和5年度から夏季休暇取得可能時期の拡大 （6月から10月まで）	令和5年度から夏季休暇取得可能時期の拡大 （6月から10月まで）	令和5年度から夏季休暇取得可能時期の拡大 （6月から10月まで）	管理課

最終改定 令和8年5月